

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年11月26日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 0件

3. GⅢグレード 11件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	補機取水口除塵装置洗浄ポンプ(A)ストレーナ逆止弁の点検時、弁箱内ライニングに膨れおよび剥離を確認した。当該弁を修理。	
2	1号機	補助建屋排気フィルタ装置(B)前置フィルタの差圧が通常より高いことを確認した。当該フィルタを交換。	
3	2号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(A)の点検時、渦流探傷検査において伝熱管1本に管理値を超える減肉を確認した。当該伝熱管を修理。	
4	3号機	計装用圧縮空気系除湿装置(B)の点検時、交換用予備品として準備していた弁の弁体およびシートリングに微小な傷を確認した。当該予備品を修理。	
5	4号機	海水熱交換器建屋地下2階(非管理区域)の壁面から微量の地下水の浸み出しを確認した。当該壁面を点検・修理。	
6	4号機	原子炉建屋高電導度廃液系排水槽(B)ポンプ(E)の手動による動作確認時、回転不良を確認した。当該ポンプを点検・修理。	
7	5号機	パー回転式取水口除塵装置(B)の点検時、装置基礎部から微少の海水漏れを確認した。当該部を修理。	
8	6号機	給水制御系制御装置(B)の異常を示す警報の発生を確認した。当該装置を点検・修理。なお、当該装置は三重化されており、他の装置にて正常に制御中であり問題なし。	
9	6号機	復水移送ポンプ(A)の点検時、分解部品(主軸、羽根車等)に変色および微小な傷を確認した。当該部品を修理。	
10	7号機	タービン系計算機Ⅰ系の異常を示す警報の発生を確認した。当該計算機を点検・修理。なお、当該計算機はⅡ系にて正常に制御中であり問題なし。	
11	7号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ(B)電動機冷却水フローグラス(配管内の流体の流れを確認するための窓)についての開度計に動作不良を確認した。当該計器を点検・修理。	